

## 議会運営委員会会議録（要旨）

日 時	平成30年7月4日（水） 午前10時00分～午前11時49分
場 所	長久手市役所本庁舎 2階 委員会室
出席委員	委員長 岡崎つよし      副委員長 じんの和子 委 員 大島令子      加藤和男      ささせ順子 なかじま和代      林みすず      山田かずひこ
職務のため出席した者の職氏名	市長 吉田一平 総務部長 青山 均      税務課長 近藤泰介 議 長 川合保生 委員外議員 青山直道 事務局長 福岡隆也      主幹 貝沼圭子      主任 飯田純子

1 あいさつ  
議長、市長

### 2 議題

(1) 議員派遣について

＜説明：事務局＞

平成30年8月10日 尾三11市議会議員合同研修会（みよし市）  
（委員長） 説明のとおり議場配布し、議決することとしよろしいか。

＜異議なし＞

(2) 平成30年第2回長久手市議会定例会について

ア 市長提出議案について

＜説明：総務部長＞

議案第55号（議案の概要のとおり）

（委員長） 確認事項はあるか。

（委 員） 補助金の交付要綱は配付されるのか。

（総務部長） 本日の議案説明の場で、「長久手市ブロック塀等撤去費補助制度の概要」を配布する予定である。

（委員長） 説明のとおりの内容でよいか。

＜異議なし＞

＜市長、総務部長、税務課長退席＞

イ 議事日程（第6号）について

＜説明：事務局＞（議事日程第6号のとおり）

日程第1 諸般の報告

- 1 議案の提出について
- 2 議案説明員について

日程第2 議案第55号（上程、説明、質疑、委員会付託）

日程第3 議案第40号から議案第49号まで及び議案第54号並びに議案第55号（委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論採決）

日程第4 議員派遣の件

日程第5 常任委員会等の閉会中の継続調査の申出について

- ・ 今定例会は副市長が欠席の予定だが、閉会日は出席することになったため、説明員を追加する。
- ・ 付託済議案の審査結果は、全て可決である。
- ・ 議案第55号は総務委員会付託とする。

（委員長） 説明のとおりの内容でよいか。

＜異議なし＞

(3) 議会報告会について

（副委員長） 議会だより編集特別委員会に、議会だより8月号に議会報告会の開催日時、場所を掲載するよう依頼した。議会報告会で取り上げるテーマが決まっていれば報告願いたい。

（委員） 総務委員会はふるさと納税、市庁舎建替えをテーマとする。

（委員） 教育福祉委員会は子どもの権利条例をテーマとする。

（委員） 暮らし建設委員会は公共施設の運営形態をテーマとする。

（議長） 議会報告会のテーマは今報告のあったもので最終決定か。

（副委員長） 方向性としては今報告のあったテーマとし、詳細は今後決めていきたい。

（事務局） 暮らし建設委員会の公共施設の運営形態は、総務委員会の所管となる。対象施設を絞った方がいいのではないか。

（委員） リリモテラス公益施設の運営形態をテーマとしたい。また、環境施策に関する所管事務調査も考えている。今後議会報告会のテーマを変更することは可能か。

（副委員長） 現時点では可能であると考えている。

（委員長） 議会報告会は11月10日土曜日の午前10時から正午までである。準備のため、集合は9時頃を予定している。

（委員） 福祉の家集会室の予約時間はどのようか。

（事務局） 午前9時から午後1時まで予約している。

（委員長） 当日だけでなく、前日の準備から協力願いたい。

(4) 議会基本条例の検証について

（委員長） 議会運営委員会の下部組織の構成員について、各会派から報告願いたい。

- ・ 公明党 木村さゆり議員

- ・ 市民ネット さとうゆみ議員
- ・ 創政クラブ 伊藤祐司議員
- ・ 長久手グローバルネット なかじま和代議員
- ・ 政策グループガイア 上田大議員
- ・ 改革ながくて 加藤和男議員
- ・ 会派に属さない議員 吉田ひでき議員

(委員長) 以上7人に加え、青山議員を下部組織のメンバーとしてよいか。

<挙手多数>

(委員長) なお、下部組織の名称として、「議会基本条例検証チーム」、「議会基本条例検証会議」、「議会基本条例作業部会」、「議会基本条例見直し評価会」、「議会基本条例見直し検討会」等が考えられる。各委員の意見を伺う。

<午前10時25分 休憩>

<午前10時35分 再開>

(政策グループガイア、長久手グローバルネット、公明党、創政クラブ)

「議会基本条例検証会議」がよい。

(無会派) 「議会基本条例検証チーム」がよい。

(改革ながくて) 「議会基本条例評価会」がよい。

(市民ネット) 「議会基本条例検証会」がよい。

(委員長) 下部組織の名称は、意見の多かった「議会基本条例検証会議」としてよいか。

<異議なし>

(委員長) 議会基本条例検証会議の座長は、次回の議運までに報告してもらうこととする。

(議長) 議運は議会基本条例検証会議へ指示を出す必要がある。

(委員長) 本日、議会基本条例検証会議の構成員に集ってもらい、議運での議論を伝えることとする。

(委員) 議会基本条例検証会議から議運へ検証結果を報告する期限を設けたほうがよいのではないかと。

(委員長) 具体的な報告期限はまだ決めていない。

(委員) 意見として、検証結果は年末までに議運に報告してほしい。

(議長) 条例改正の必要があるのであれば、年末までに報告してもらう必要がある。

(委員) 条例だけでなく解説も検証してもらおうと、議運で議論がしやすい。

(委員外議員) 基本条例の検証方法を議運で決定するのか、議会基本条例検証会議に一任するのかを決定する必要がある。

<午前10時58分 休憩>

<午前11時10分 再開>

(委員長) 検証方法は議会基本条例検証会議へ一任し、年末までに検証結果の報告してほしいと考えている。各委員の意見を伺う。

(委員) 評価シートは参考事例があれば示すべきではないか。○△×のような三段階

評価だけでよいのか、コメントも必要なのか、どこまで詳細に検証するのかを示すべきではないか。

(議長) 評価基準や評価理由は必要である。議会基本条例を検証することを目的に、議運の下部組織として検証会議を設けたのであれば、検証方法は一任すべきだと考える。

(委員) 他市の事例を参考にして、検証方法は議会基本条例検証会議に一任すべきである。

(委員) 検証方法は議会基本条例検証会議において決定すべきである。

(委員長) 検証方法は議会基本条例検証会議に一任することとしてよいか。

<異議なし>

(5) 閉会中の継続調査の申出について

(委員長) 閉会中の継続調査について継続調査申出事件一覧表のとおり、平成31年4月30日まで閉会中も継続して調査することを提案するがよろしいか。

<異議なし>

(委員長) 異議なしのため継続調査とし、継続調査申出書を委員長から議長に申し出る。

### 3 その他

(1) 予算決算常任委員会化について

(委員長) 予算決算常任委員会化については、議長、副議長、議運の委員長、副委員長で勉強中である。次回議運の議題としたい。

(2) おんぱくについて

(議長) 7月6日午前9時半からおんぱく（議場コンサート）が実施されるため、全員打合せ会は午前9時15分から開始する。会派内での情報共有を願いたい。

(3) 長久手市議会 Facebook について

(委員) 以前、議会 Facebook の連絡先情報のホームページアドレスが会派のホームページアドレスに変わっていたという話があった。Facebook のヘルプページを確認すると、「ページのビジターは、携帯電話番号や住所など、ページで不足している情報を提案する可能性があります。提案に対して対応しない場合、変更が自動的に適用される可能性があります。」という記事がある。変更の提案があった場合に対応しないと、自動的に変更される可能性があり、放置しない体制が必要である。

(委員長) 放置しない体制というのは、ページ運営者である議会だより編集特別委員会に対して要望するということか。

(委員) Facebook は議会だより編集特別委員会が更新しているが、責任は議長にあると考える。事務局がチェックすることで防ぐことができるかと考える。

(委員) Facebook から提案があったが、誰も対応しなかったためにホームページアドレスが変わっていた可能性があるということか。

(委員) そう考える。今回は会派のホームページアドレスに変更されていたが、課金

ページに変更される可能性もある。外部からホームページアドレス等が変更される場合は承認の提案があるため、望まない更新を阻止するための対策を講じてほしい。

- (委員) 会派のホームページに掲載している住所は市役所の住所なのか。
- (委員) 市役所の住所を掲載している。
- (委員) 議会だより編集特別委員会へ提案すべきだと思うが、Facebookの暗証番号を変える、Facebookは事務局のパソコンから更新する等ルールを決めたらどうか。
- (委員) 今回の問題は、更新するパソコンを固定することで防げるものではない。事務局のパソコンからしか更新できないのは不便ではないか。
- (委員) ヘルプページに「携帯電話番号や住所など、ページで不足している情報を提案する可能性があります。」とあるため、掲載する情報に不足がないようにすることも対策になるのか。
- (委員) 議会のFacebookはFacebookページであり個人ページではないため、1か月更新がないと閉鎖されてしまう可能性がある。ページに不足する情報がないようにすることや小まめな更新は必要である。議会としてFacebookを運営するのであれば、ヘルプページには目を通す必要があると考える。
- (委員長) 定期的に、議長か事務局にFacebookページを確認してほしいという要望か。
- (委員) Facebookは「長久手市議会 Facebook 掲載基本方針」に則って投稿してほしい。
- (議長) 誰がホームページアドレスを変えたのか、特定の個人に疑惑を持ったわけではない。
- (委員) ホームページアドレスが変わっていたという事実を受け止め、なぜ変更されたのか真相を説明してくれた。これまでどおり委員がそれぞれ更新するのであれば事務局がFacebookページを確認する。もしくは、事務局のパソコンから更新することにするのかを決めるべきではないか。
- (議長) この件に関しては、ページ運営者である議会だより編集特別委員会に申し入れておく。

次回は平成30年8月14日(火)午前10時  
以上で議会運営委員会を終了する。